

# 在留手続・入国手続について

本学部に入学後の在留資格は、原則として「留学」になります。合格者(入学許可者)は以下の手順を参照してください。

## 日本国内に在住の方(有効な日本の在留資格[短期滞在を除く]をすでに持っている場合)

### 1 在留期間更新許可申請または在留資格変更許可申請を最寄りの入国管理局でおこなう

※ 入国管理局への申請の詳細は法務省ホームページを確認してください。

- ・ 在留期間更新許可申請について <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>
- ・ 在留資格変更許可申請について <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

※ 提出書類のうち、本学部で作成するものがありましたら、3月31日までに本学部入試係までご連絡ください。

### 2 住民票の提出

※ 在留期間更新または在留資格変更の手続完了後、あなたが住んでいる市区町村の役所にて発行された『住民票(マイナンバーの記載がないもので、在留資格・在留期間の満了日が記載されたもの)』をすみやかに本学部入試係まで提出してください(マイナンバーの記載された住民票は受理しません)。

## 日本国外に在住の方(日本の在留資格を取得していない、または「短期滞在」の場合)

### 1 在留資格認定証明書交付申請を入国管理局でおこなう

入学手続完了者のうち、希望者については、本学部で代理申請を行います。希望者は、本学部入試係のメールアドレス([art.nyuushi@nihon-u.ac.jp](mailto:art.nyuushi@nihon-u.ac.jp))あてに、氏名・受験番号を明記の上、代理申請希望の旨を送信してください。手続の詳細については、メールが届きしだい、入試係より手続要項(PDFファイル)をお送りします。

なお、代理申請希望者は、入学手続中であっても、お早めに御連絡ください。また、入国手続をすべて完了するまでに2か月程度の期間を要しますので、二段階手続での手続者は早めに入学手続を完了することをおすすめします。

### 2 本国での「留学」ビザ(査証)申請

「在留資格認定証明書」の発給後、すみやかに居住国にある日本大使館・総領事館にビザ(査証)の発給申請手続を行ってください。

※ 申請手続に必要な書類は、居住国の日本大使館・総領事館に問い合わせてください。

### 3 来日

### 4 住民票(マイナンバーの記載がないもので、在留資格・在留期間の満了日が記載されたもの)の提出

あなたが住む市区町村の役所にて発行された『住民票(マイナンバーの記載がないもの)』を、来日後すみやかに本学部入試係まで提出してください(マイナンバーの記載された住民票は受理しません)。

以 上